

令和3年7月備前市教育委員会定例会会議録

公表版

1 開催日時 令和3年7月19日（月）
開会 午後 12 時 59 分 閉会 午後 1 時 59 分

2 開催場所 備前市役所 3 階 大会議室

3 会議区分 定例会

4 出席委員

議席番号	職 名	氏 名	出欠
1	委 員	永 島 英 夫	出
2	委 員	立 花 朗	出
3	委 員	高 取 睦	出
4	委 員	出 井 鉄 二	出

5 出席者

職 名	氏 名	出欠
教育長	松畑 熙一	出
教育部長	大岩 伸喜	出
教育振興課長	國光 裕一郎	出
学校教育課長	岩井 典昭	出
幼児教育課長	竹林 幸作	出
文化振興課長	畑下 昌代	出
社会教育課長	波多野 靖成	出

6 付議事件 議案等付議事項のとおり

7 会議状況 議事録のとおり
傍聴人 あり 非公開 あり

8 署名委員 2番 立 花 朗

9 書 記 教育振興課総務計画係長 難波 広充
教育振興課総務計画係 草加 成章

10 その他 次回開催日時・場所
日時 令和3年8月19日（木）午後1時00分 開会
場所 備前市役所 3階 大会議室

議案等付議事項

区分	案件名
議案第21号	備前市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号	備前市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について
議案第23号	備前市教育委員会公告式に関する規則等の一部を改正する等の規則の制定について
議案第24号	備前市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について
報告第 1号	備前市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について
報告第 2号	備前市立公民館事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について
報告第 3号	備前市奨学生選考規程の一部を改正する規程の制定について
報告第 4号	備前市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について
報告第 5号	備前市日本遺産活用事業補助金交付要綱を廃止する要綱の制定について
報告第 6号	教職員の人事異動について
報告第 7号	備前市文化財保存活用地域計画について

午後 12 時 59 分 開会

教育長 委員の皆様には、令和3年7月教育委員会会議定例会にご出席いただきありがとうございます。ご挨拶を申し上げます。

それでは、定例会を開会します。ただいまの委員の出席は、全員であります。定足数に達しておりますので、令和3年7月備前市教育委員会会議定例会を開会いたします。

本日の教育委員会会議に傍聴を希望されている方がおられます。

備前市教育委員会会議規則第15条の規定により、会議は公開することになっており、教育長の

許可をもって傍聴を認めることとします。

なお、議事・発言内容に係る委員会の協議は、申し合わせに沿って行います。

(傍聴人入室)

委員並びに出席職員、そして、傍聴者に申し上げます。

教育委員会会議の議事等会議は、人事、争訟のほか、市議会の議決を経るべき事項の原案、個人・団体情報を公開することにより個人の権利利害を害するおそれのある事項、例示いたしますと、問題行動や児童生徒指導上の案件などにあつては、委員会の議決をもって、非公開といたします。

非公開審議の事例は、かなり繁雑にありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。

委員会会議規則及び委員会申し合わせにより、議事内容や発言内容に関する指摘は、あらかじめ分かる場合は、教育長から発議し、そうでない場合は、発言途中であっても、委員並びに出席職員からの発言を認めますので、教育長にその旨を告げていただき、私から発議するなど所要の手続きを行いたいと思います。

なお、会議を非公開とする旨の議決があつた場合、休憩中の委員会協議などの場合は、傍聴人は職員の案内に従い、速やかに退室していただきますようお願い申し上げます。

非公開審議又は休憩中の委員会協議が終了し次第、あらためて入室を認め、ご案内いたします。以上よろしく申し上げます。

それでは議事に入る前に、6月定例教育委員会会議以降の教育行政の概要と政務について報告いたします。

7月1日、定例校長会を開催しました。あいさつの中で、学校現場においてはコロナ禍でも適切に対応し落ち着いて学習ができていることについて感謝申し上げるとともに、学事訪問について総評を行い、学校と市教委がさらなる連携をしていくことをお願いしました。

7月2日、和気閑谷高等学校学校運営協議会に出席しました。学校経営計画・予算と次年度教育課程、学校設定教科「地域協働探究」の在り方について協議しました。

引き続き学事訪問を実施し、7月5日西鶴山小学校、7月6日吉永中学校と片上高校、7月7日伊部小学校、7月9日三石中学校を訪問しました。これで市立の小中高の16校をすべて廻り、改めて現場の重要性を痛感しております。

7月7日、県教委を訪問し●●教育長、●●次長、●●教育監と懇談しました。

7月9日、日生中学校で夜間学校の開校式を開催し、挨拶をしました。

7月12日から、小中高に続いて園訪問をはじめ、●●委員とともに片上、伊部認定こども園を訪

問しました。13日には日生、伊里認定こども園に14日には●●委員と香登認定こども園、大内保育園を訪問しました。

7月16、17日には、岡山県生涯学習センターで開催されたICTEセミナーに出席し、最後に総評を行いました。

7月19日、今日の午前中ですが、1時間半程度、学校教育課長とともに県教育長の幹部との懇談をWEBで行いました。

以上で報告を終わります。

何かお聞きになりたいことがありますか。

教育委員（発言なし）

教育長 ないようですので、早速、議事に入ります。

まず、1番の前回定例会会議録の承認ですが、令和3年6月定例会の会議録について、委員の皆さんでお気づきの点はございませんか。

教育委員（異議なし）

教育長 ないようですので、令和3年6月定例会の会議録については承認することとします。

次に、2番 会議録の署名委員の決定ですが、本日は、2番の立花委員にお願いいたします。

次に、議事のうち、3番 学校・園の現状報告の「生徒指導経過」等に関する部分は、会議規則第15条第4号及び第6号の規定に基づき個人に関する情報を含む、会議を公開することにより個人の権利利害を害するおそれのある事項、会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれのある事項として、また、議案等付議事項のうち「議案第21号 備前市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、会議規則第15条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を経るべき議案の原案に該当するものとして、非公開とするよう発議します。

また、申し合わせにより「議案第21号 備前市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、「生徒指導経過」等に関する部分に引き続き、審議いたします。

このことに賛成の委員は挙手願います。

教育委員（全員挙手）

教育長 全会一致により非公開と決定しました。

それでは、3番、学校・園の現状報告をいたします。非公開該当部分の報告になりますので、非公開とします。傍聴人は退席をお願いします。

（傍聴人退室）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【 非公開審議 】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【 非公開審議 】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(傍聴人入室)

教育長 引き続き、4番 議案等付議事項について審議を行います。

次に、議案第22号 備前市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明願います。

教育振興課長 議案書6ページをご覧ください。議案第22号 備前市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。

本件は、8月1日付けで実施予定の市長部局の機構・組織改革と連携して、教育委員会事務局の組織及び事務の分掌を改正するものです。

9ページの新旧対照表をご覧ください。

内容といたしましては、学校教育課の名称を小中一貫教育課に改めること、備前焼ミュージアムの所管を市長部局に戻すため文化振興課の事務分掌から備前焼ミュージアムを除くこと、社会教育課に包括していた公民館、図書館を分割し、新たに公民館活動課を置いて事務を分掌することの3点であります。以上です。

教育長 議案第22号の説明が終わりました。何かご質問、ご意見はありませんか。

教育委員 機構改革ということで、課の名称を「学校教育課」から「小中一貫教育課」に改める。どうも違和感があります。「小中一貫教育課」に改めるその理由、意味についてご教示願いたい。

また、本市が目指す教育の最重要課題が小中一貫教育を進めることかどうなのか、メリット、デメリットがあると思います。中一ギャップの解消、不登校への対応、教職員人事の問題、カリキュラムの問題、施設設備の問題とか課題があり、名称を改めるデメリットも大きいと思います。

教育部長 小中一貫教育課への名称変更ですが、従来から小中一貫教育は、三石と伊里の2校が開校しており、小中一貫教育は今も継続して実施しているところです。

内容的には、さらに小中一貫教育を進めていくというその意思の表れから名称変更するものです。9年間を通じてやっていくということで、例えば、小中連携、ICT教育、英語教育の特化なども考えながらやっていくということでご理解いただきたいと思います。

教育委員 小中一貫教育課になっても、今までの所掌も構成もほぼ重なってきますが、それも踏まえてということですね。

教育長 教育全体を小学校、中学校を中心として、小中一貫教育を進める課ということで、その中には、英語教育、ICT教育など、いろいろなことが含まれているわけで、実質的には課の構成、その他は変わらないということです。

教育委員 ●●委員の意見と同じですが、片上高校が小中一貫教育でその扱いはどうなのかと思えます。課の業務、内容は変わらないということですが、片上高校が置いてきぼりな感じのイメージがあつて、もっと良いネーミングはないかと思えます。

教育長 それも一つのご意見としてお伺いしておきます。

教育委員 小中一貫教育課ということで進んでもらえばよいと思えます。今までも学校教育というのは、小中連携教育を長い間ずっと切り離しては考えられないものとして取り組んできましたので、今までの取組を踏まえてしっかりと前進できるように頑張ってもらいたいと思えます。

教育長 小学校、中学校だけでなく、高校も含めて、保育園、こども園の中心的なところで小中一貫教育という名称で、皆さんのご意見を考慮しながら進めていきます。

次に、公民館活動課に対するご意見はありませんか。社会教育課長、少し説明をお願いします。

社会教育課長 もともと、平成になってから公民館も館長が課長権限をもって決裁していました。スポーツは市民スポーツ課として、社会教育は社会教育課であったわけですが、紆余曲折があり、現在は、社会教育課の名のもとに全ての組織が入っております。やはり、公民館は出勤日も違います。また、市民センターと日生公民館、吉永公民館は、本庁から比較的近いですが、事務分掌上、会計事務の決裁が少額でも課長決裁ですので、本庁へ来なければならない。これを中央公民館に再び課長権限をもってもらい、公民館活動関係の決裁を中央公民館で集中してもらうことと、これから始まる図書館建設については市長部局へ行きますが、これまでの経緯、現場の意見を課長権限で市長部局へ伝えていく、活動の強化という意味で提案をさせていただいています。

教育委員 公民館はまちづくりの拠点になるわけで、さらなる活性化をお願いしたいと思えます。それから、9ページの表中の空欄に「係」は入らないのですか。

社会教育課長 現行のところ、現在の社会教育課の中にも中央公民館は入っていません。公民館活動の課長、中央公民館長がいて、課長代理、課長補佐という形になりますので、その中に係は設けていません。

教育委員 全体で言うと課長級が5人から6人になるということですか。

教育長 ひとつ課が増えまして、公民館活動課ができます。社会教育課から独立させ、能率的、効率的に運営ができるように、また、さらに公民館活動を重視するという観点から新たな課を設けるということです。

ほかにありませんか。

教育委員（質問なし）

教育長 ないようですので、議案第22号を承認してよろしいか。

教育委員（異議なし）

教育長 異議がないようですので、議案第22号については承認することといたします。

以上で、議案第22号の審議を終わります。

次に、議案第23号 備前市教育委員会公告式に関する規則等の一部を改正する等の規則の制定について、事務局から説明願います。

教育振興課長 議案書6ページをご覧ください。議案第23号 備前市教育委員会公告式に関する規則等の一部を改正する等の規則の制定について、ご説明いたします。

この度、市長部局の組織改編及び議案第22号の規則改正に伴い教育委員会規則を改正するものです。

14ページの新旧対照表をご覧ください。

教育委員会公告式に関する規則は、三石出張所が三石総合支所になることによるもの、公印規則は、備前焼ミュージアムが市長部局に戻ることに伴い、教育委員会において備前焼ミュージアム館長の印を廃止するもの、教育研修所設置規則、公民館設置条例施行規則については、学校教育課が小中一貫教育課となり、公民館活動課が新設されたことによるもの、教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則は、市長部局において三石総合支所が新設されること、スクールバスの補助執行について公共交通課が新設されることによるものとなっております。以上です。

教育長 議案第23号の説明が終わりました。何かご質問、ご意見はありませんか。

教育委員（質問なし）

教育長 ないようですので、議案第23号を承認してよろしいか。

教育委員（異議なし）

教育長 異議がないようですので、議案第23号については承認することといたします。

以上で、議案第23号の審議を終わります。

次に、議案第24号 備前市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明願います。

教育振興課長 議案書6ページをご覧ください。議案第24号 備前市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。

本件は、国の通知により東日本大震災又はその他大規模災害に伴う就学援助の種類に係る特例措置を延長するものでございます。以上です。

教育長 議案第24号の説明が終わりました。何かご質問、ご意見はありませんか。

教育委員 (質問なし)

教育長 ないようですので、議案第24号を承認してよろしいか。

教育委員 (異議なし)

教育長 異議がないようですので、議案第24号については承認することといたします。

以上で、議案第24号の審議を終わります。

次に、報告第1号から報告第5号まで、まとめて事務局から説明願います。

教育振興課長 それでは、報告第1号から5号までご説明いたします。

機構改革に伴い必要となる訓令や諸規程の一部改正、廃止について報告するもので、教育委員会事務局決裁規程、公民館事務決裁規程、奨学生選考規程など、規則改正と同じく、組織の移管や名称変更、新設に伴い所要の改正等を行うものです。

報告第1号 教育委員会事務局決裁規程は、学校教育課の名称を小中一貫教育課に改めるもの、公民館活動課を追加するものとなっております。

報告第2号 公民館事務決裁規程は、所管課を社会教育課から公民館活動課に変更することにより改正するものです。

報告第3号 奨学生選考規程及び報告第4号 子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱は、学校教育課長を小中一貫教育課長と改めるものです。

報告第5号は、日本遺産の活用については市長部局が所管することとなるため教育委員会の要綱を廃止するものです。以上です。

教育長 報告第1号から報告第5号の説明が終わりました。何かご質問、ご意見はありませんか。

教育委員 (質問なし)

教育長 ないようですので、報告第1号から報告第5号を終わります。

次に、報告第6号 教職員の人事異動について、事務局から説明願います。

学校教育課長 40ページをご覧ください。教職員の異動について報告させていただきます。

部活動指導員を7名採用しております。7名のうち6名が昨年度、それぞれの部活動にかかわっていた方で、新規採用は2段目、アーチェリー一部の方になります。以上です。

教育長 報告第6号の説明が終わりました。何かご質問、ご意見はありませんか。

教育委員 ●●中のアーチェリーの顧問が3人。指導員が多いと思いますが、3人の指導員がいる

理由は何でしょうか。

学校教育課長 ●●中のアーチェリー一部については、競技の特殊性と指導員が勤務できる時間数が限られており他校と同等の時間数を分け合って勤務するため、3名の採用となっています。

教育長 ほかにありませんか。

教育委員（質問なし）

教育長 ないようですので、報告第6号を終わります。

次に、報告第7号 備前市文化財保存活用地域計画について、事務局から説明願います。

文化振興課長 報告第7号 備前市文化財保存活用地域計画について、ご説明します。

この地域計画は、備前市における文化財の保存・活用に関し、具体的な事業等の実施計画を定め、市における文化財行政の取り組みの方向性を示すことで、より充実した文化財の保存活用を図っていくものです。

令和3年3月の教育委員会会議で策定の進捗状況と今後のスケジュール（案）を報告させていただきました。本日も報告資料といたしまして、42ページにスケジュール（案）を添付いたしております。

お配りしております「備前市文化財保存活用地域計画」の素案の作成につきましては、令和3年3月に歴史文化総合活用協議会よりご意見いただいたものに県や文化庁の指摘事項を追記し、再度、文化庁の担当者とヒヤリングした素案を6月中に策定、7月7日に歴史文化総合活用協議会を開催し、7月14日の文化財保護審議会で委員さんの意見をお聞きし、本日教育委員の皆様へ提出しております。

スケジュールの中にありますように、7月26日から8月25日まで市民の皆さんのご意見をパブリックコメントとして募集いたします。7月26日に厚生文教委員会へ報告、9月中に素案の完成、11月に認定申請、12月認定という流れで進めております。以上でございます。

教育長 報告第7号の説明が終わりました。何かご質問、ご意見はありませんか。

教育委員 最初のところで、総合教育会議で教育大綱が変更になってくると思います。1ページの4行目あたりから再度素案完成までに教育大綱のあたりを見直していただけたらと思います。

教育長 ほかにありませんか。

教育委員（質問なし）

教育長 ないようですので、報告第7号を終わります。

次に、2番 次回の教育委員会会議の決定ですが、事務局案を説明願います。

教育振興課長 8月の定例会につきましては、8月19日木曜日、午後1時から市役所3階会議室で開

会することを提案いたします。

また、9月定例会につきましては、9月24日金曜日、午後1時からの予定とすることをご提案いたします。

教育長 それでは、次回定例会は、8月19日木曜日、午後1時から市役所3階会議室で開会することで、いかがでしょうか。

教育委員（異議なし）

教育長 それでは、次回教育委員会会議定例会は、8月19日木曜日、午後1時から市役所3階会議室で行います。また、9月定例会は、9月24日金曜日、午後1時の予定とし、会場は市役所3階会議室で行いたいと思います。

次に、6番、8月の行事予定、共催、後援予定が事務局より提出されています。何かご質問はありますか。

教育委員（質問なし）

教育長 なければ、その他で事務局から何かありますか。

社会教育課長 先月の教育委員会会議で「備前市スポーツ推進計画」の素案をお配りしました。現在、パブリックコメントをホームページで、備前、日生、吉永の各支所、その他体育施設でも受け付けておりますが、1か月経過しましたので、教育委員さんからご意見、ご提言、ご質問がありましたらこの場でお受けいたします。また、来週は厚生文教委員会で議会からも意見をお聞きすることになっております。本日、この場でご意見がない方は、ご意見は月末まで受け付けておりますので、よろしくお願ひします。

教育長 なにかありますか。

教育委員 まず1ページ、「第1章 計画の概要」から入るので少し硬いように思います。もう少し柔らかい導入の仕方はないでしょうか。

次に、1ページの一番下です。「備前市では」というところがあります。国があつて、県があつてそれから市になっていますが、市の部分が少し弱いのでは。市のところをもう少し膨らませたら市の推進計画にマッチしたものになると思います。

次に、トータルで10年間の計画ですので、資料がかなり古くなると思います。今までは5年で見直しをしていましたか。

社会教育課長 5年の見直しはできておりません。

教育委員 資料を新しいものに、4～5年くらいで資料の差し替えをした方が良いと思います。

次に2ページ、「スポーツは体を動かすという人間の根源的な欲求に応え」とありますが、この

「根源的」いう表現が少し硬いように思います。検討してみてください。

次に17ページ、この表中に目標値がありますが、この目標値が非常に高い。10年でこの目標値を達成できるのかという気がします。また、男女差がかなりある。その点も検討をお願いします。

次に23ページ、スポーツの実施率ですが、施設利用者数、大会参加者数、現在2千人を将来1万人に、28万人を35万人へというように目標値が高いので、少し見直しをしたらと思います。

最後に23ページ、スポーツツーリズム、スポーツコミッションなど、19ページに用語の説明がありましたが、同様にことばの説明を加えたらより分かりやすいのかなという気がしました。

社会教育課長 「目標値」等につきましては、同時進行しています「備前市総合計画」の今後の目標値と整合性を図っておりますので、そちらと併せて検討してまいります。

教育委員 16ページですが、「主な課題」のところで、具体的に何をしているのかわかりにくい。人口も減っているんで、同じことをしていたらまた減っていきます。具体的に何をしているのか、ビジョンがあるのか、わかりにくいと思います。

17ページの3番の小中年期で、「子育て世代のスポーツにかける時間が少ない」とありますが、子育て世代が運動をしようと思うと、近くに何かがないとできない、少しの時間で運動できるかといえばなかなか運動できないです。例えば、週末に大きな公園とか、歩けるところがあれば、また、家族で子供と一緒に遊べて、そこでボール遊びをしたり、ウォーキングしたりできれば、小さい頃から体を動かす楽しさを覚えて、中学校、青年期へつながるのではないかと思います。

備前市には、大きな公園とか、ボール遊びとか、アスレチック施設、散歩ができるという施設が近くにないので、岡山市とか赤磐市の公園へ出て行ってしまおう。それができない人は、家で遊ぶとか、家の周辺で遊ぶとになると思います。働き盛りに運動してもらうには、別々でなく家族単位で動いた方が何かできるのではないかと思います。

次に、21ページのスポーツ地域活性化についてですが、スポーツ、合宿などの誘致とありますが、これからの目途とか、国際大会の事前キャンプ地とか、とてもワクワクしますが、誘致することが本当にできるのか。例えば、宿泊施設がないので、周りの岡山市とか赤穂市へ泊ったということがあろう。夢があつて良いのですが、施設が整っていないので、施設を整備するとか、例えば体育館にエアコン設置すれば、学生の合宿に使いやすいとか、オリンピックの事前合宿にも使えるとか、可能になると思います。計画は素晴らしいですが、実際のところ、実現できるのか疑問があります。具体的な記述があれば良いと思います。

運動することは気持ち良いですし、小学生や中学生にもっとスポーツに親しんでもらいたいで、そう思いました。

教育長 大変重要な、また建設的なご指摘だと思いました。

ほかに何かありますか。

文化振興課長 文化庁の報道発表の資料をご覧ください

このたび、令和2年12月25日に文化庁が「日本遺産」事業の見直しについて、中間とりまとめを公表し、取り組み内容に対する評価項目から、効果が低調と判断した事例は認定を外すとのことでした。

閑谷学校も第1号として「近代日本の教育遺産群～学ぶ心・礼節の本源～」として水戸市・足利市・日田市とともに平成27年度に認定されています。

令和2年度日本遺産フォローアップ委員会による総括評価を受けるのは、平成27年度に日本遺産認定された地域で、備前市では「近世日本の教育遺産群」が対象となっております。この総合評価を受けるに当たり、令和3年3月に日本遺産を通じた地域活性化計画実績報告書及び新たな地域活性化計画を事務局である水戸市が取りまとめて提出いたしました。

令和3年6月15日には現地調査会議を委員及び各市でweb会議を開催し、日本遺産審査・評価委員会の再審査が行われました。そして、7月16日に審査結果が報道発表され、「近世日本の教育遺産群」につきましては、継続認定が決定いたしました。

今後も日本遺産を活用した取り組みを持続的に実施するには、観光促進面や情報発信面において、4市連携した取り組みを強化していくことが必要と考えております。

次に、世界遺産登録推進フォーラムの資料をご覧ください。

令和3年2月に開催を予定し、コロナ禍による延期となっていた、世界遺産登録推進フォーラム「近世日本の教育遺産群を世界遺産に」が令和3年7月10日に水戸市総合教育研究所で開催されました。

日本の世界遺産登録に最前線に関わってきた先生方による基調講演とパネルディスカッションによる教育遺産群の世界遺産登録への可能性を探るためのフォーラムで、今後の教育遺産群の世界遺産登録へ取り組みの大きなヒントが詰まったフォーラムであったと思います。以上です。

教育長 ほかにありませんか。

学校教育課長 令和2年度末に卒業した備前市立中学校生徒の進学状況について、資料により報告させていただきます。

ほぼ例年通りの状況ですが、岡山学区内のその他の学科、工業高校や商業高校への進学や私立高校への進学がやや高い割合を示しています。以上です。

教育長 ほかにありますか。委員の皆さんで何かあればお願いします。

教育委員（発言なし）

教育長 ないようですので、以上で7月の教育委員会会議定例会を閉会します。

午後 1 時 59 分 閉会

備前市教育委員会会議規則第16条第2項の規定により、下記に署名する。

会議録署名委員 教育長

委員